

## 報告要旨

### 【障害を持つ人の過労死の現場～新潟県庁過労死事件から考える～】

毎日新聞社会部 東海林智 同新潟支局 南茂芽育

本、報告では、2018年1月に新潟県教育委員会で起こってしまった、職員の在職死亡の過労死を通じて、障害を持つ人の過労死、働き方などを取材の現場から報告する。なお、同事件で被災者遺族は公務災害の認定を申請しているが、19年4月末現在、公務災害認定されたかどうかは確認されていない。在職死亡発生段階で、県は把握した残業時間などから過労死の疑いが強い事案として公表、その後の県が設置した第三者委員会でも亡くなる直前の月の残業時間が154時間に上ったことから、**過労死と表現している**。また、新潟県はここまで亡くなった職員が障害を持っていたことも公表していない。毎日新聞は独自取材で確認した情報をもとになくなった女性が障害を持った方で、障害者枠で県庁に採用されたことを報道、今回の報告は、そうした一連の事態を含めた報告となる。

#### ▼発端

2018年1月5日、新潟県教育委員会に勤務する40代の女性が職場で倒れ、3日後にくも膜下出血で亡くなった。県は事態が発覚すると、女性が倒れる前日は午後11時過ぎに退庁していること、前月（17年12月）の時間外労働が125時間（後に154時間と判明）に上り、国の過労死ラインを越えていたことを公表した。同教育委員会では16年前にも、職員が過労自死しており、毎日新聞は、教育委員会に構造的な問題があるのではと考え、取材チーム（南茂芽育、井口彩）を作り取材を始めた。

#### ▼取材で判明したこと

##### ① 亡くなったのは障害を持った職員だった

過労死問題が社会的な関心を集める中、各社取材合戦となり、遺族に対して配慮のない取材を行った社が多数あったことで、遺族は貝になってしまった。県から流れる情報の奪い合いになる中、毎日新聞に複数の人から「過労死したのは障害者枠で雇用された女性」との情報が寄せられた。残業時間などをいち早く公表した県ではあったが、亡くなった女性が障害者であることは一切公表していなかった。毎日新聞は、16年前の教育委員会の過労死問題に絡んで、今回の件が発覚する前に、県や県教委の再発防止対策への対応に問題があるとする記事（17年4月8日社会面）を書いていたことから、情報が集まってきた。亡くなった女性は骨形成不全の障害を持つ女性で、県には障害者枠で採用されていた。

##### ②女性の働いていた状況は、とても障害を持った人への配慮があったとは思えない働き方であったこと

亡くなった女性は「食事の時間もない」「目の前の電話の音さえ聞こえない時もある。仕事を続けられるかな？」と同じく障害を持つ友人に仕事の悩みを打ち明けていた。彼女が過重労働に陥ったのは、2015年に県教委に異動して以降。彼女が担当した高校生の奨学金に関連する仕事は2011年には3～4人の職員で担当していた仕事。2012年か

ら人員が減り1人で担当する激務となった。その激務の仕事に異動させられた。さらに、米山知事（当時）が政策に掲げた給付型奨学金の制度設計も仕事に加わり、長時間労働は激化した。15、16年度の女性の平均残業時間は県教委では2番目の長さで、17年度は亡くなる直前の12月末までの残業時間は最も長かった。障害を持つ人に対して何の配慮もない働かせ方だったことが如実に表れていた。

#### ▼浮かび上がった問題点

##### ①情報非開示

県は、毎日新聞の質問に、「プライバシーに関わる」として、障害を持った職員であった事実をいまだに非公開にしている。教育長は「両親の許可を得られた場合開示する」と答えている。県のこうした対応に、障害があったことを報じたのは新聞では毎日新聞のみ、民放も一部が放送しただけだった。毎日新聞は勝手に報じた訳ではない。両親の了解を得た上で、肉親、友人版場広い人々に取材して報じている。しかし、県はプライバシーに逃げ込んで一切の説明を拒否している。

##### ②隠された情報

非開示にしている県は前述の通り、障害に関するあらゆる質問に答えていない。毎日新聞は、彼女の障害に対して、法に基づく合理的な配慮がなされていたのか、あるいは他の障害を持った職員にはどのような配慮がなされているのか、彼女の県庁内での職歴……など、原因を究明に関する全てについて答えていない

##### ③対策はとれるのか

女性に障害があったことを認め、その関連を含めて調査することで初めて再発防止の有効な対策を立てることができるのに、現状ではそれがなされているかが不明。県が立ち上げた第三者委員会のある委員は「彼女は好きで働いたんだろう」と平気で言っていた。そこには、亡くなった人の尊厳への配慮も、障害を持ちながら働く人がどんな思いで日々働いているかを考える気持ちが欠片もない。そんな者が委員をやっている。前述したように、県教委での過労死は2件目である。1件目の過労死の両親（再発防止措置を取ることによって訴訟和解）が、息子の死後、何年にも渡り、どのような再発防止策が取られているのかを県教委に聞いても、「国が指示する（過労死防止策）をやっている」と表面的な答えを繰り返すのみで、誠実に対応してこなかった。このことも今回、毎日新聞が追及を重ねた理由である。また、今回の事態に県内の障害を持ちながら働く人々は大きなショックを受けた。民間の範となるべき行政の不誠実さに怒りの声は大きい。

#### ▼影響

新潟県は上記のように、何一つ対応をしていないが、毎日新聞の報道を受けて加藤勝信厚労相（当時）は「障害者の特性に応じた対策を過労死防止対策大綱に位置付ける」と明言した。大綱の見直しの検討委員会でも、過労死家族や森岡先生から障害を考慮した認定基準や働き方への理解、研究を求める声が出て、その趣旨は大綱にも盛り込まれた。

#### ▼遺族への取材（取材の現場から）

最初に話を聞かせてくれたのは女性の兄だった。2人で旅行に行くほど仲の良かった妹が次第に忙しくなり会う頻度が減っていったこと。亡くなる直前に実家に帰ってきた時も辛そうに横になっていたが、弱音は一切吐かなかったこと。亡くなった後、女性の部屋に行くと、きっちりした性格の妹の部屋とは思えないほど散らかったままで、トイレには嘔吐物が残されていたことなど、を話してくれた。

すぐにでも記事にしたかったが、「障害者」だという事実を表に出すには、遺族全員の同意が必要と考えた。ただでさえ、過労死した遺族が労災や公務災害の認定を申請すると「金目当てだろう」などと中傷される時代。もちろん両親に責任など一切ないが、「障害を持つ娘をそこまで働かせるなんて親は何をやっていたんだ」と批判される可能性も捨てきれない。記事を書く意図を理解してもらい、承諾を得ることは欠かせなかった。

「障害を持つ他の職員が2度と同じような目にあうことがないように、女性がどんな働き方をしていたのかを世の中に伝えたい」と伝えると、「ネットで中傷されるのが怖い」と最初は迷っていた両親も最終的には承諾してくれ、4月23日の朝刊社会面で「障害への配慮不足があった」と報じた。

取材から浮かんだ遺族の感情は、障害の有無にかかわらず、過労死遺族の多くが悩まされる事態だ。だが、障害を持つ家庭では、より一層、厳しい世間の目に晒されるという現実だ。被害者家族が肉親の死を嘆くこともできず、息を潜めるように生きなければならぬ現状に、胸が張り裂ける思いを感じる。

#### ▼多方面からの取材の重要性

しかし、女性が生前どのような働き方をしていたのかは、遺族への取材だけでは見えてこないことが多々あった。家族に心配をかけないよう、女性は家族にほとんど仕事の話をしていなかったからだ。

そこで、つてをたどって女性の親しかった友人に話を聞いた。友人も脳性マヒを抱える障害者として働く女性であり、亡くなった女性から職場での悩みを多数聞いていた。

別の骨形成不全症の患者によると、この病気は健常者の何倍も疲れやすく、ちょっとしたことで骨が折れやすい病。日常生活には細心の注意が必要だという。

亡くなった女性は友人には難聴が悪化していることや、食事やトイレに行く暇もないほど電話対応に追われていることを話していた。「吐き気と頭痛腹痛に熱が来てつらい。でも人不足でこの時期休めない」と漏らしていたが、異動希望を出しながらも働き続けていたという。

そこまで無理をし続けた理由は何だったのか。

友人は、「健常者と同じように働かないと、と引け目を感じていた。苦しくても助けてと言いつらかったんだろう」と推し量る。

#### ▼県の怠慢

女性の必死の努力が、皮肉にも県職員の発言を裏付ける。職員の職場環境を把握すべき立場にいる県総務課の課長補佐は取材に対し、「彼女は元気でしたよ」と言ってのけたのだ。

障害者であることは認めたが、彼女が当然受けるべきだった障害者雇用促進法に基づく「合理的配慮」の中身については「重いものは持たせないようにしていた」などと言うだけで、「その他の配慮は必要に応じてされていたと思う」と繰り返すのみ。

本人の「やる気」に甘え、本来取るべき配慮をせず長時間働かせ続けていた責任を少しも感じていない発言に、怒りを禁じ得なかった。

#### ▼県と第3者委員会「障害と死因が明確に関連するとは言えない」

障害の事実を非公表とし、合理的配慮の有無も調べない理由を、第三者調査委員会や県はそう説明している。

しかしそれでは障害を持つ人の働き方の改善には全くつながらない。

一人の職員の命が失われていながら、「関連性が明確でない」という理由だけで

何の調査も行わなければまた同じ被害者を生みかねない。障害と死因の関連はもちろん問題だが、県は、使用者として最低限果たさなければならない、障害を持つ人に対する「合理的な配慮」がされていたかどうかは調べなければならなかった。過労死事案が起きた以上、それは最低限の責任の取り方である。

新潟県は障害者の法定雇用率を達成しているが、一人一人の障害に応じた適切な配慮がなされているかについては県人事課は「配慮は各課に任せているし、適切になされている」と思っている。一人一人について調べるのは労力がかかる」と説明。

調査する姿勢すら見せていない。しかし、亡くなった女性と同様に障害を持って働く人は大きな不安を抱えて働いているのは事実で、そうした意味でもこれらの対応は県の無責任さを露呈させている。

#### ▼本質を見ていない「働き方改革」

県も何もしてこなかったわけではない。

女性の死を受け、昨年6月に「働き方改革骨子案」を発表している。

しかしパソコンの起動時間に基づく時間管理や、会議録の作成にAI技術を活用することなどが列挙されているのみで、ここにも障害を持つ職員に対する配慮の徹底や見直しには一言も触れられていない。

通り一遍の「働き方改革」アピールには県の無責任さが露呈している。

今後も継続して県に対し本質的な過労死防止対策を迫り、注視していく必要がある。